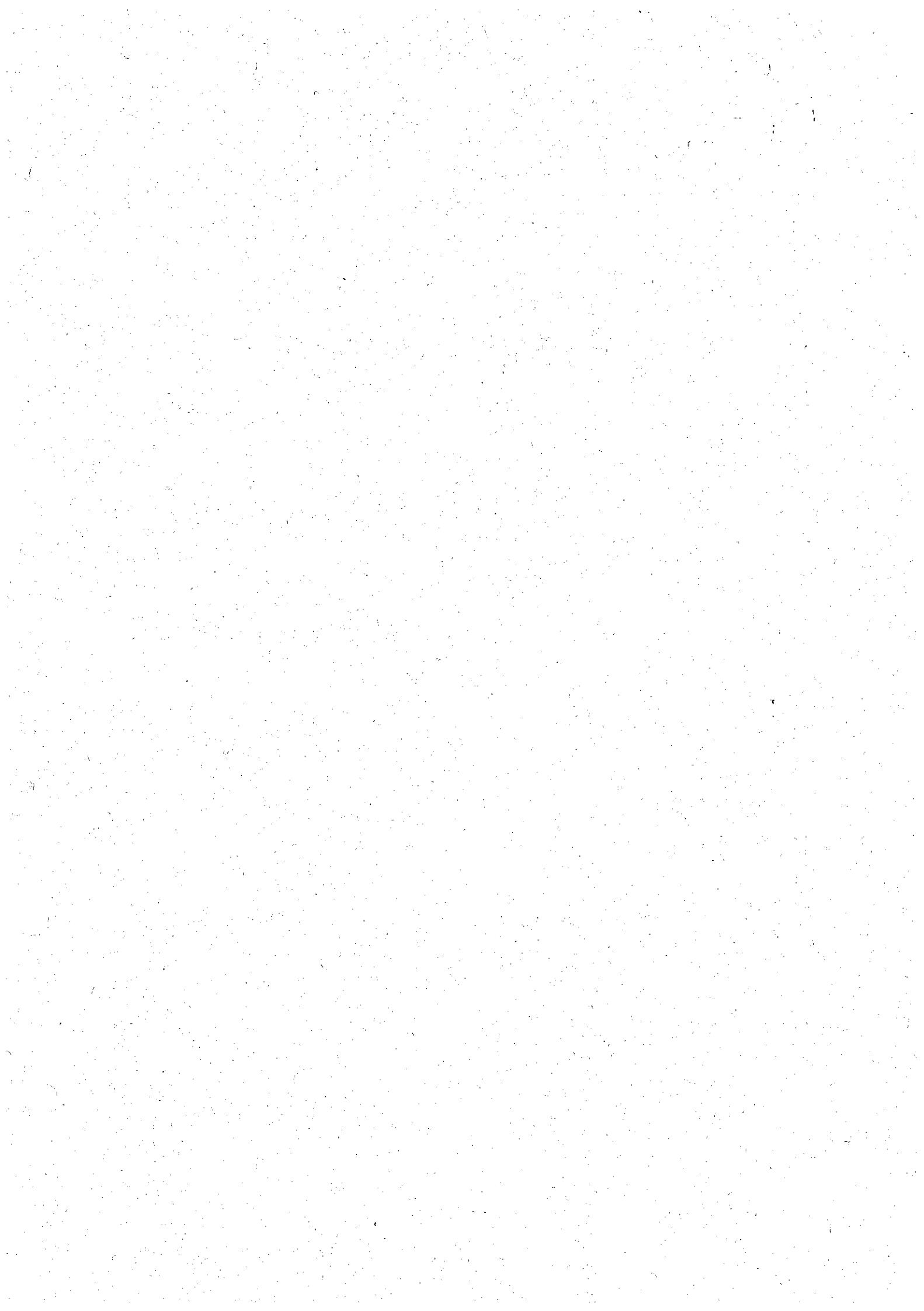




神奈川県
県民部文化課

かながわ文化芸術振興計画

平成 21 年3月



はじめに一心豊かな県民生活の実現と活力に満ちた地域社会づくりを目指して一

私たちの郷土神奈川には、武家政権発祥の地・鎌倉や、東海道の要所・箱根、城下町・小田原、近代日本開国の地・横浜など、歴史や文化に彩られた地域が数多くあります。また、人形芝居や農村歌舞伎などの民俗芸能、流鏑馬や大凧揚げなどの地域固有の伝統行事のほか、鎌倉彫や箱根寄木細工といった工芸技術など、さまざまな伝統文化が先人から受け継がれ、県民共通の貴重な財産としてはぐくまれています。

こうした文化的な風土の下、本県では、県民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、我が国初の公立音楽専用ホールである県立音楽堂や県民ホールなどを整備し、文化芸術の鑑賞機会を提供してまいりました。また、省内最大規模の公募展である神奈川県美術展や本県の文化向上に尽力した功績顕著な方を顕彰する神奈川文化賞、県域でさまざまな文化芸術活動を行う団体への支援などの文化事業を推進し、県民の文化芸術活動の充実にも努めてまいりました。そして現在は、優れた舞台芸術の創造・発信の拠点として、平成22年度の開館を目指して神奈川芸術劇場の整備を進めているところです。

こうした中、文化芸術が生活に欠かせないものであるとの認識が広がり、文化芸術に関する県民の皆様の活動が活発に行われています。また、文化芸術の新たな活用方策として、歴史的な建造物や伝統的な文化を観光振興やまちづくりに活用するさまざまな取組みも進められています。一方で、都市化の進展や伝承者の高齢化などにより、伝統的な文化の保存・継承が大きな課題となっています。

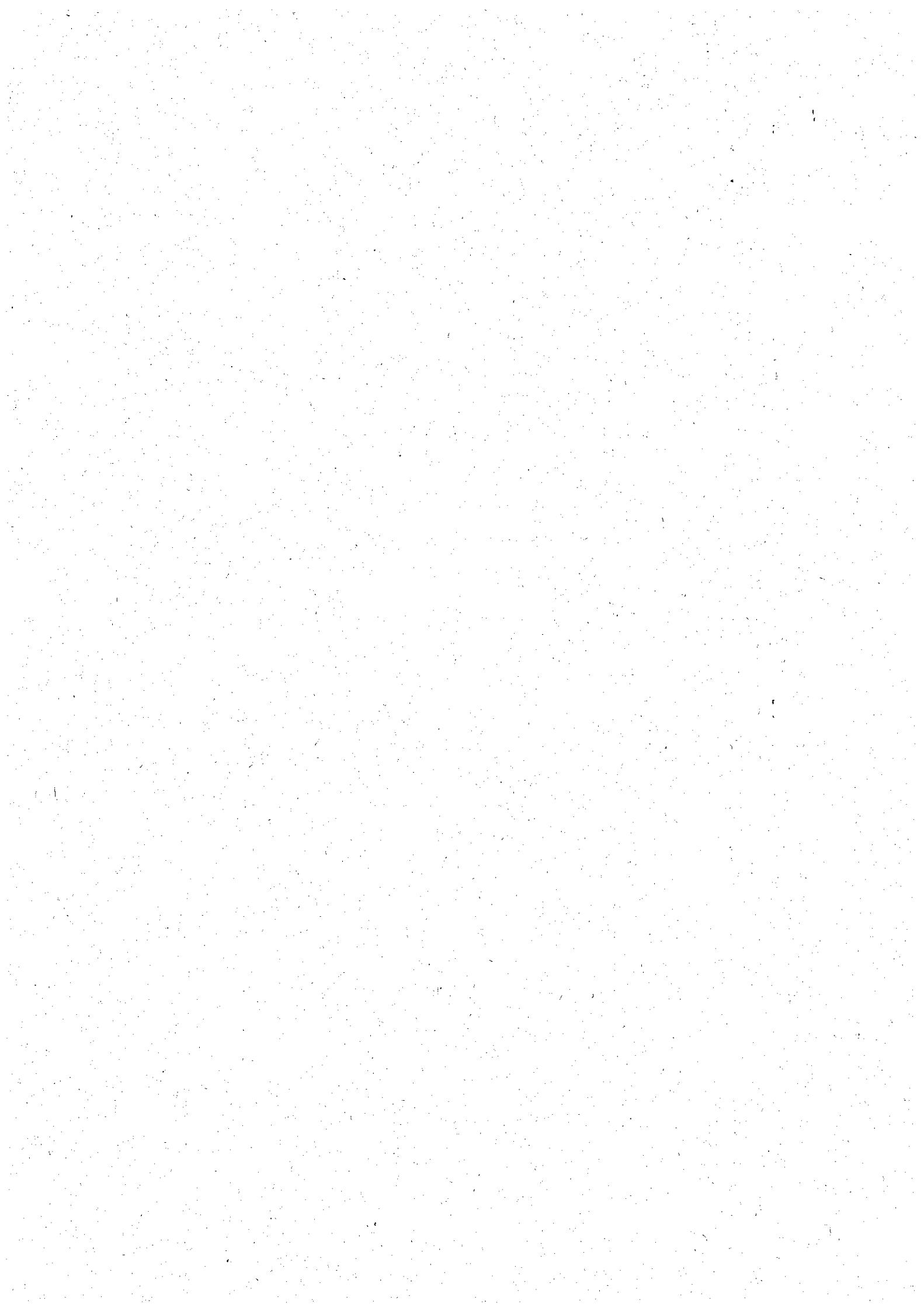
本県では、これらの文化芸術を取り巻く現状や課題等を踏まえて、昨年、心豊かな県民生活の実現と活力に満ちた地域社会の発展を目指した神奈川県文化芸術振興条例を制定したところです。そしてこのたび、この条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「かながわ文化芸術振興計画」を策定いたしました。

計画の策定に当たりましては、神奈川県文化芸術振興審議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様、また省内市町村や文化芸術団体の関係者の皆様から貴重なご意見やご提言を頂きました。改めて、皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

今後は、この計画に基づき、文化芸術の振興をより一層進め、県民の皆様がゆとりや生きがいを持って暮らすことのできる地域社会づくりに取り組んでまいりますので、皆様の温かいご理解とお力添えをお願いいたします。

平成21年3月

神奈川県知事 松沢 成文



目 次

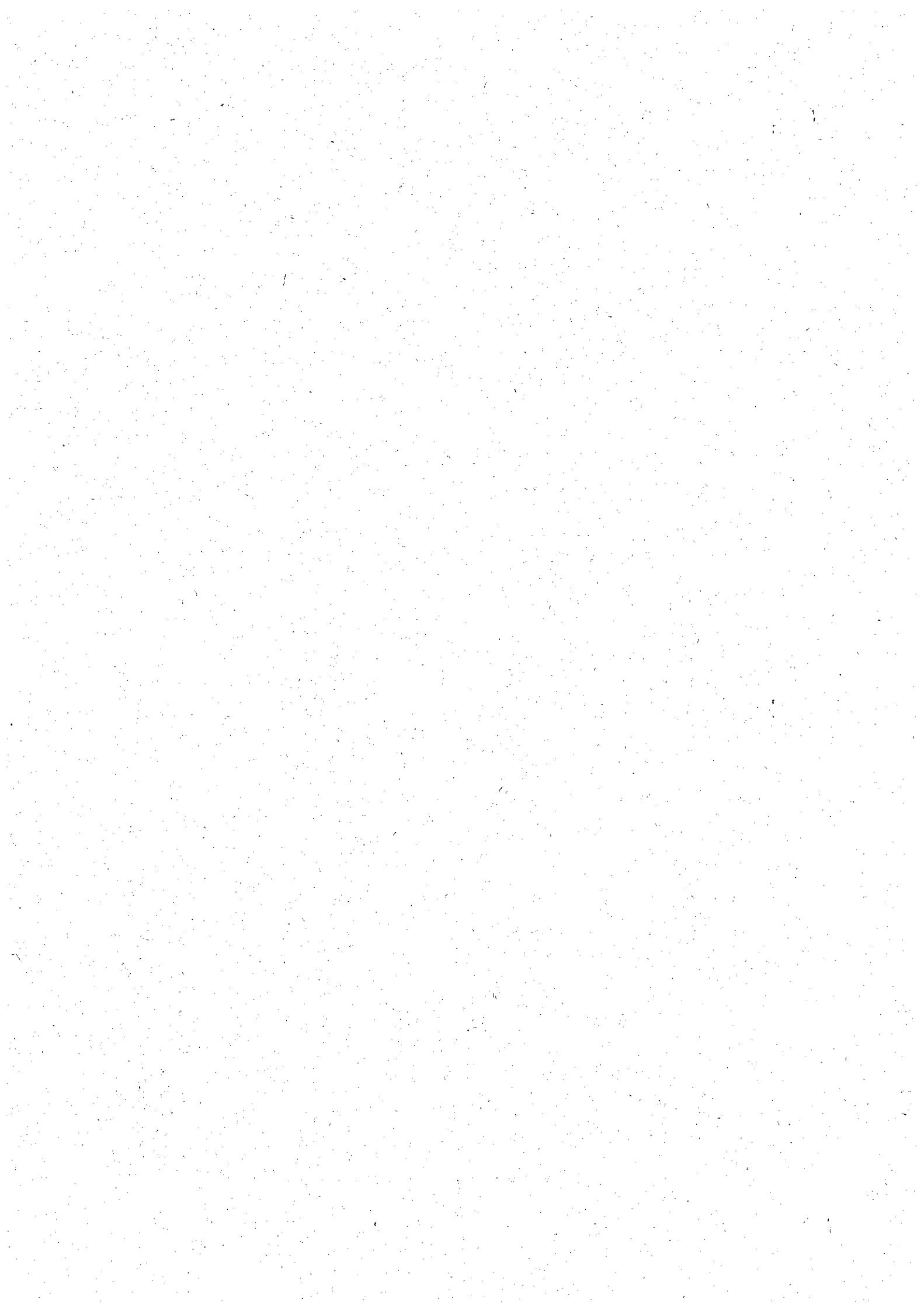
1 計画の策定に当たって	1
(1) 策定趣旨	
(2) 計画期間	
(3) 県の役割	
(4) 神奈川力構想（総合計画）との関係	
(5) 進行管理	
2 文化芸術をとりまく現状と課題	2
(1) 現状	2
ア 心の豊かさやゆとりのある生活に関する意識	
イ 本県の人口構成に関する状況	
ウ 学校及び児童・生徒の状況	
エ 高齢者の状況	
オ 県民の生活と県政についての意識	
カ 県民の文化芸術活動の状況	
キ NPO法人の活動状況	
ク 文化会館の状況	
ケ 図書館の利用状況等	
コ 博物館の設置状況	
サ 県内市町村の取組状況	
シ メセナ活動の状況	
(2) 課題	11
ア 次代を担う子どもたちの文化芸術体験活動の充実	
イ 高齢者等の生きがいの充足	
ウ 創造的活動の推進	
エ 伝統芸能の保存・継承	
オ 文化資源を活用した地域づくりの推進	
3 基本目標	15
(1) 真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現	
(2) 個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展	

4 基本的な施策	17
(1) 県民の文化芸術活動の充実	18
ア 県民の文化芸術活動の充実	
イ 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用	
ウ 芸術家等の育成等に関する支援等	
エ 文化芸術団体の育成等	
オ 子どもの文化芸術活動の充実	
カ 学校教育における文化芸術活動の充実	
キ 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	
(2) 文化資源を活用した地域づくりの推進	25
ア 文化芸術に関する交流の推進	
イ 創造的活動等の推進	
ウ 文化資源の活用	
エ 景観の形成	
(3) 文化芸術の振興を図るための環境整備	28
ア 学校施設、公共的施設の活用等	
イ 県立文化施設の充実	
ウ 情報通信技術の活用	
エ 文化芸術活動に対する支援の促進	
オ 顕彰の実施	
5 推進体制	34
(1) 市町村	
(2) 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者	
(3) 文化芸術団体	
(4) 学校	
(5) 事業者	
(6) 国及び他都道府県	

< 参 考 資 料 >

○ 「国民生活に関する世論調査」（平成20年6月内閣府実施）	39
○ 本県の平成20年度「学校基本調査」	40
○ 本県の年齢（各歳・5歳階級）別、男女別人口（平成20年1月）	41
○ 平成18年「社会生活基本調査」 都道府県、趣味・娯楽の種類別行動者	42
○ 本県の「NPO法人の活動分野等の状況」（平成20年12月31日現在）	44
○ 平成17年度「社会教育調査」	45
・ 都道府県別文化会館の設置状況等	
・ 主な都道府県の図書館の設置状況等	
・ 主な都道府県の博物館の設置状況等	
○ 2008年度メセナ活動実態調査、2007年度メセナ活動実態調査	47
○ 平成20年度県民ニーズ調査 文化芸術活動（鑑賞を除く。）の実施状況（性別、年齢層別）	48

○ 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）	49
○ 神奈川県文化芸術振興条例（平成20年7月22日条例第33号）	52
○ 神奈川県文化芸術振興審議会規則（平成20年7月22日規則第65号）	54
○ 神奈川県文化芸術振興審議会 委員・専門委員名簿	55
○ 神奈川県文化芸術振興審議会 審議経過	56
○ 計画策定に係る諮問	57
○ 神奈川県文化芸術振興審議会 答申	58
○ 平成20年度県民ニーズ調査「神奈川の文化芸術」の概要	60
○ 県民参加の概要	68



1 計画の策定に当たって

(1) 策定趣旨

本県では、平成 20 年 7 月に、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号。以下「基本法」といいます。）に基づき、文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を明らかにした神奈川県文化芸術振興条例（平成 20 年条例第 33 号。以下「条例」といいます。）を制定しました。

この「かながわ文化芸術振興計画」（以下「計画」といいます。）は、条例第 4 条に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な計画」として位置付けられるもので、文化芸術の振興に関して、総合的かつ長期的な目標や施策の方向を示すことを目的としています。

また、この計画が対象とする「文化芸術」は、条例の規定を踏まえ、主に次のような分野とします。

- 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術などの芸術及び芸能
- 茶道、華道、書道などの生活に係る文化
- 伝統的な芸能、有形文化財、無形文化財などの伝統的な文化芸術

(2) 計画期間

この計画は、平成 21 年度を初年度とし、平成 25 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(3) 県の役割

条例では、基本理念として「文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない」と規定しています。

この規定の趣旨には、県民の自主性・創造性が尊重されなければならないことに加えて、県の役割として、文化芸術の担い手である県民のニーズを十分に踏まえて、県民を主体として施策を推進していくことを含んでいます。

また、条例では、第 3 条に県の責務を規定しており、概ね次の事項を県が実施することとしています。

- ・ 文化芸術の振興に関する総合的な施策を策定し、実施すること。
- ・ 市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術の振興に関する施策に必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めること。
- ・ 県民、芸術家、文化芸術を支える活動を行う者、文化芸術団体（※）、学校、事業者、関係機関等と連携・協働し、施策の効果的な推進に努めること。

県が実施する施策については、「4 基本的な施策」の部分で、市町村や芸術家、関係機関等との連携・協働については、「5 推進体制」の部分で具体的な内容を示します。

※ 文化芸術団体：文化芸術分野で活動する任意団体、N P O 法人、文化芸術振興を目的とした公益法人などを指します。団体の具体例としては、文化芸術の普及啓発などの活動を行う

市民グループや自ら文化芸術活動を行う劇団などの団体、文化芸術の各分野の地域の総括団体、アートNPO、文化芸術振興のために地方公共団体や民間企業等により設立された公益法人などがこれに当たります。

(4) 神奈川力構想（総合計画）との関係

この計画は、文化芸術分野の振興に関する基本的な計画で、県の総合計画である「神奈川力構想」（平成19年7月策定※）を補完する特定課題に対応した個別計画です。

※ 神奈川力構想：神奈川の持つ多彩な力＝神奈川力を高め、新たな時代を創造するために策定した本県の総合計画。神奈川をとりまく社会環境の変化を踏まえ、概ね20年後の神奈川の望ましい将来像と政策の基本方向を明らかにした「神奈川力構想・基本構想」（計画期間：平成19年度～平成37年度）と「神奈川力構想・基本構想」に掲げる「めざすすがた」の実現に向けた県の取組みを明らかにした「神奈川力構想・実施計画」（計画期間：平成19年度～平成22年度）により構成。

(5) 進行管理

この計画に基づく事業の進ちょく状況等については、神奈川県文化芸術振興審議会の意見をもとに整理して公表します。

2 文化芸術をとりまく現状と課題

(1) 現状

ア 心の豊かさやゆとりのある生活に関する意識

「国民生活に関する世論調査」（平成20年6月内閣府実施）によれば、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と考えている人は、62.6%に達しており、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた人の30.2%を2倍以上、上回っています。

次に、「収入と自由時間についての考え方」をみると、35.5%の人が「自由時間をもっと増やしたい」と答えているのに対して、「収入をもっと増やしたい」と答えた人は、50%に達しています。（参考資料39ページを参照）

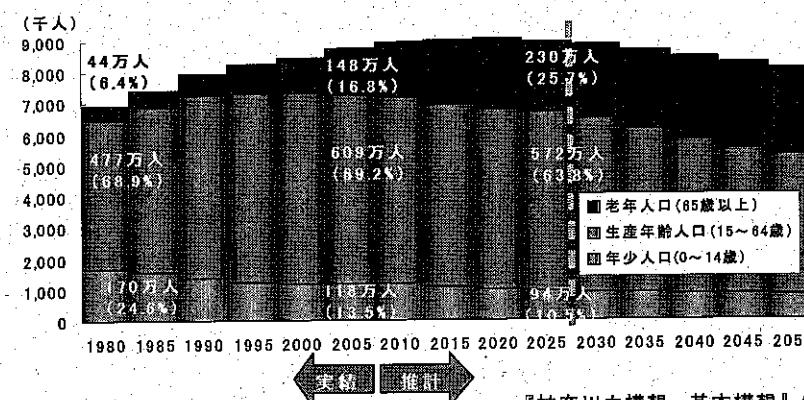
イ 本県の人口構成に関する状況

文化芸術の振興に当たっては、子どもや高齢者など、県民の年齢層ごとのニーズを踏まえた施策を推進していく必要があります。

「神奈川力構想・基本構想」（平成19年7月策定）では、本県の人口構成の将来像について、平成17(2005)年には、年少人口が118万人（構成比13.5%。以下同じ）、生産年齢人口が609万人（69.2%）、老人人口が148万人（16.8%）であったものが、平成37(2025)年には、年少人口が94万人（10.5%）、生産年齢人口が572万人（63.8%）、老人人口が230万人（25.7%）となると推計しています。

※ 年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老人人口：65歳以上。

○年齢3区分別人口(県の人口推計)



『神奈川力構想・基本構想』(平成 19 年 7 月)から

ウ 学校及び児童・生徒の状況

子どもたちが文化芸術を体験し、学ぶ上で、学校教育の果たす役割は重要ですが、平成 20 年度の「学校基本調査」によれば、本県の小学校は 895 校、中学校は 479 校、高等学校は 244 校で、在学者数は、小学校が約 49 万人、中学校が約 23 万人、高等学校は約 20 万人となっています。(参考資料 40 ページを参照)

小学校、中学校では、文化芸術にかかわりのある教科として「図画工作」、「美術」、「音楽」などの授業が行われていますが、昨今、こうした教科の年間の標準授業時間数(小学校では 1 単位時間 45 分、中学校では 50 分)が減少しています。一例として、小学校 6 年生の「図画工作」、「音楽」の授業時間数は、平成元年に年間各 70 時間(単位時間をいう。以下同じ。)であったものが、現在では各 50 時間に、中学校 1 年生の「美術」、「音楽」の授業時間数は、平成元年に年間各 70 時間であったものが 45 時間にとなっています。

一方、県立高校では、これから社会に対応する特色ある教育の推進を目的として、「芸術科」、「美術コース」といった芸術系の学科・コースの設置や「芸術・表現系」、「造形・表現系列」などの芸術・表現系の分野の設定など、新しいタイプの県立高校の設置を進めています。

また、芸術系の大学については、東京藝術大学大学院映像研究科(横浜市)、昭和音楽大学(川崎市)、洗足学園音楽大学(川崎市)、女子美術大学(相模原市)などが、さらに、文化芸術関係の専門学校などが県内に立地しています。

エ 高齢者の状況

平成 20 年 1 月現在の本県の 65 歳以上の人口は約 165 万人ですが、これに続く 60 ~ 64 歳の年齢層は約 59 万人、55 ~ 59 歳の年齢層は約 67 万人という状況になっています。(参考資料 41 ページを参照)

「国民生活に関する世論調査」(平成 20 年 6 月内閣府実施)では、50 ~ 69 歳の年齢層の人の 65% 以上が「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えています。

のことから、「団塊の世代」とよばれている年代を含めて、50 ~ 60 歳代の「心の豊かさ」を重視する人が、定年退職などにより時間的なゆとりをもつ状況が今後

10年程度の中で増えていくことが予想され、その方々の生きがいの充足に関する施策が求められているといえます。

才 県民の生活と県政についての意識

<本県の文化芸術活動の現状に関する意識>

県では「県民の生活と県政についての意識調査」(以下「県民意識調査」といいます。)を3年ごとに実施していますが、その中の「文化や芸術を鑑賞したり、活動に参加できる場が身近に整っていること」に関する満足度・充足度についての調査結果をみると、平成7年度に「十分満たされている」、「かなり満たされている」と回答した人の合計が12.6%であったものが、平成19年度には、15.9%になっています。また、平成7年度に「あまり満たされていない」、「ほとんど満たされていない」と回答した人の合計は25.4%であったものが、平成19年度には、26.7%になっています。

次に、「文化や芸術を鑑賞したり、活動に参加できる場が身近に整っていること」に関する重要度についての調査結果をみると、平成7年度に「非常に重要である」、「かなり重要である」と回答した人の合計が44.2%であったものが、平成19年度には47.4%になっています。また、平成7年度に「さほど重要でない」、「まったく重要でない」と回答した人の合計が7.4%であったものが、平成19年度にはほぼ2倍の14.6%になっています。

○文化芸術の鑑賞・活動に関する満足度 (%)

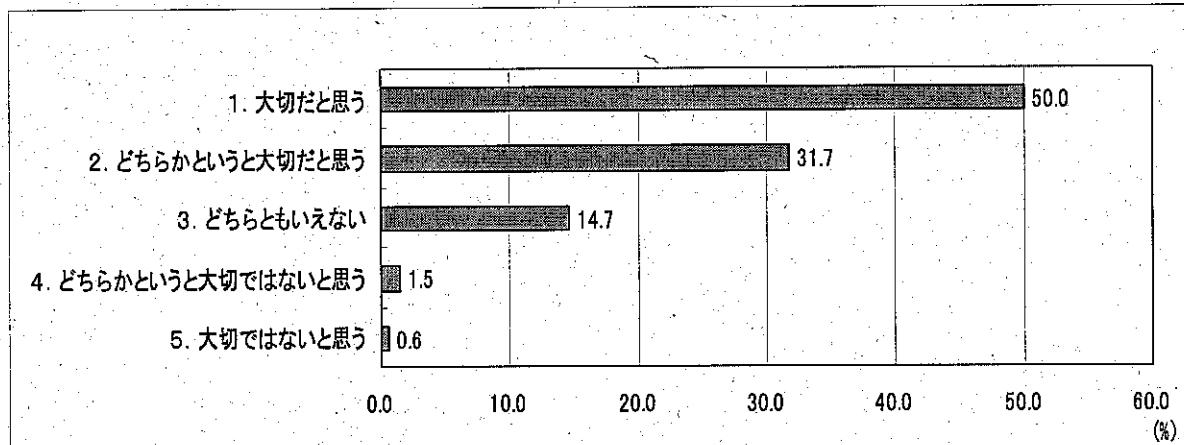
	満たされている			満たされていない		
	十分	かなり	計	あまり	ほとんど	計
平成19年度	1.1	14.8	15.9	19.0	7.7	26.7
平成16年度	1.0	13.2	14.2	18.3	7.8	26.1
平成13年度	2.0	14.1	16.1	19.6	10.4	30.0
平成10年度	1.5	12.9	14.4	18.5	7.7	26.2
平成7年度	0.8	11.8	12.6	17.4	8.0	25.4

○文化芸術の鑑賞・活動の重要性に関する意識 (%)

	重要である			重要でない		
	非常に	かなり	計	さほど	まったく	計
平成19年度	9.9	37.5	47.4	12.8	1.8	14.6
平成16年度	9.7	39.1	48.8	13.2	1.4	14.6
平成13年度	11.7	37.9	49.6	13.6	1.4	15.0
平成10年度	6.9	36.2	43.1	8.8	0.8	9.6
平成7年度	7.8	36.4	44.2	6.9	0.5	7.4

また、平成 20 年度の「県民ニーズ調査」によれば「日常生活の中で、優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術活動を行ったりすることは大切だと思うか」という設問に対して「大切」と答えた人は 81.7% で「大切ではない」と答えた人の 2.1% を大きく上回っています。

○文化芸術活動に関する意識(平成 20 年度「県民ニーズ調査」)(N(回答者数)=1,437)



<ゆとり等に関する意識>

「県民意識調査」では、文化芸術活動に関する調査項目として「自分の好きなものには、時間もお金も惜しまない」かを尋ねる生活意識に関する調査項目がありますが、平成 7 年度に「思う」と回答した人が 52.0% あったものが、平成 19 年度には 10 ポイント以上低下して、38.9% になっています。一方、「思わない」と回答した人は、平成 7 年度の 47.6% から 10 ポイント以上も上昇し、平成 19 年度には 58.8% になっています。

○自分の好きなものには、時間もお金も惜しまないか (%)

	思う (A)	思わない (B)	A-B
平成 19 年度	38.9	58.8	△19.9
平成 16 年度	37.5	58.7	△21.2
平成 13 年度	46.0	52.3	△6.3
平成 10 年度	46.9	50.7	△3.8
平成 7 年度	52.0	47.6	4.4

さらに、文化芸術活動を行うには、時間的なゆとりなどが必要となります。これに関する調査項目として「労働時間の短縮が進み、ゆとりある生活が実現されている」と思うかを尋ねる本県の将来像に関する調査項目がありますが、平成 7 年度に「思う」と回答した人が 39.7% あったものが、平成 19 年度には 25 ポイント以上低下して 13.1% になっています。一方、「思わない」と回答した人は、平成 7

年度の 59.2%から 20 ポイント以上も上昇して、平成 19 年度には 80.2%になっています。

○労働時間の短縮が進み、ゆとりある生活が実現されているか（%）

	思う (A)	思わない (B)	A-B
平成 19 年度	13.1	80.2	△67.1
平成 16 年度	17.9	75.1	△57.2
平成 13 年度	15.9	79.9	△64.0
平成 10 年度	30.6	63.6	△33.0
平成 7 年度	39.7	59.2	△19.5

＜本県の地域特性等に関する意識＞

地域の自然、歴史、風土によりはぐくまれてきた文化財や伝統芸能をはじめとする文化資源は、本県の地域的な魅力を高める要素として、欠くことのできない重要な要素ですが、「県民意識調査」の中に「神奈川県は、地域ごとに特色があり魅力的な県だ」と思うかを尋ねる調査項目があります。平成 19 年度の調査では「思う」と回答した人は 67.4%で、「思わない」と回答した 27.3%よりも 40 ポイント以上多くなっています。

○神奈川県は、地域ごとに特色があり魅力的な県だ（%）

	思う (A)	思わない (B)	A-B
平成 19 年度	67.4	27.3	40.1
平成 16 年度	63.7	31.8	31.9

また、本県の将来像について「神奈川の魅力や活力が増し、国内外から多くの人々が神奈川を訪れている」と思うかを尋ねる調査項目に関して、平成 19 年度の調査では 49.3%が「思う」と回答し、「思わない」と回答した 41.8%を上回っています。

○神奈川の魅力や活力が増し、国内外から多くの人々が神奈川を訪れている（%）

	思う (A)	思わない (B)	A-B
平成 19 年度	49.3	41.8	7.5
平成 16 年度	43.9	49.5	△5.6

力 県民の文化芸術活動の状況

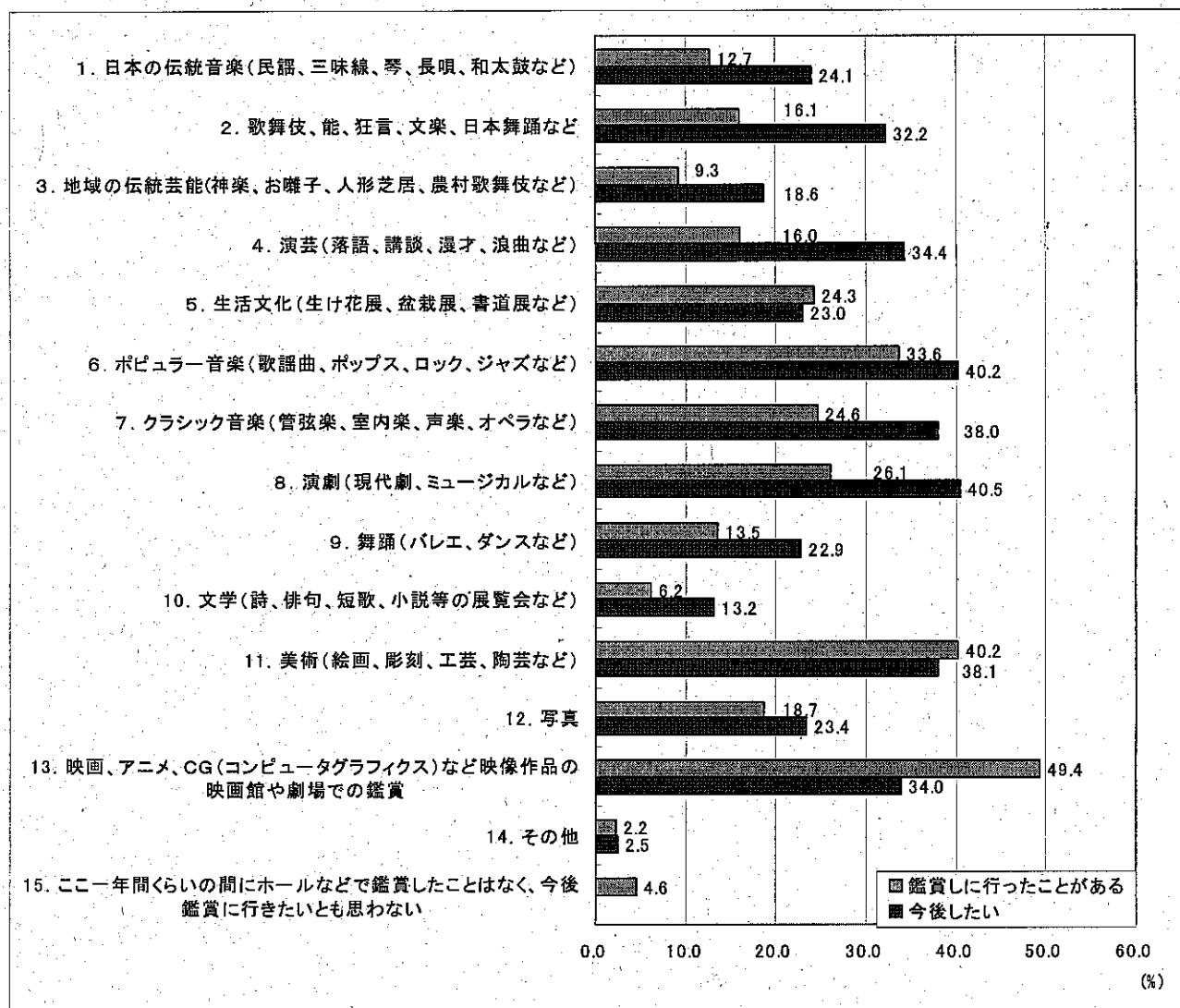
<県民の文化芸術活動の状況>

平成 20 年度の「県民ニーズ調査」によれば、文化施設等で行う鑑賞活動（対象期間は過去 1 年間程度）については「映画」(49.4%) が最も多く、次いで「美術」(40.2%)、「ポピュラー音楽」(33.6%)、「演劇」(26.1%)、「クラシック音楽」(24.6%) と続いています。今後、鑑賞したいものとしては「演劇」(40.5%)、「ポピュラー音楽」(40.2%)、「美術」(38.1%)、「クラシック音楽」(38.0%) が、高い割合を示しています。

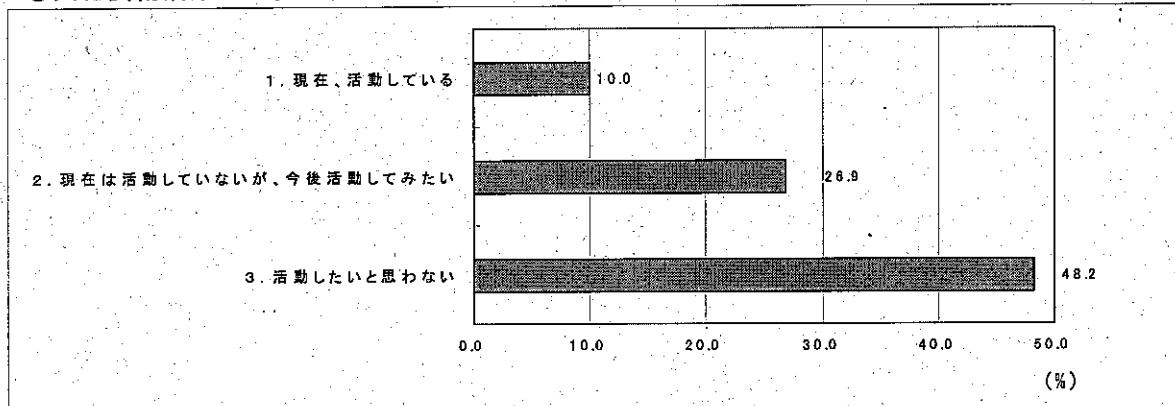
また、自らが行う文化芸術活動については「現在、活動している」と答えた人は 10.0% で「現在は活動していないが、今後活動してみたい」と答えた人は 26.9% になっています。

活動内容については「生け花、書道など」(22.2%) が最も多く、次いで「美術」(19.1%)、「クラシック音楽」(16.5%) と続いています。今後、行いたい活動としては「美術」(38.8%)、「生け花、書道など」(32.0%)、「ポピュラー音楽」(23.8%)、「写真」(21.0%) が高い割合を示しています。

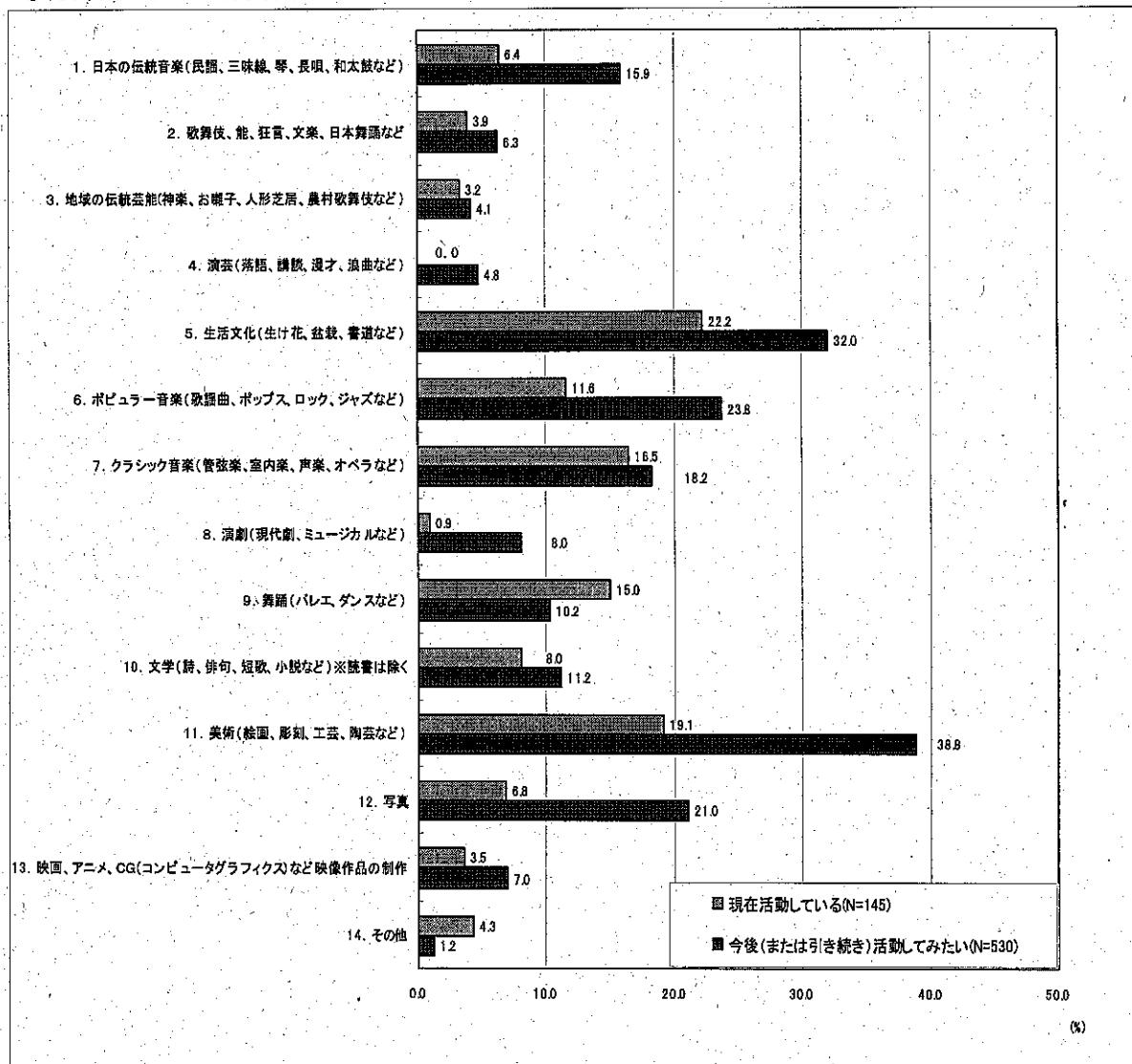
○過去1年間の分野別の鑑賞活動の状況等(平成20年度「県民ニーズ調査」)(N=1,437)



○文化芸術活動への参加状況:鑑賞を除く(平成 20 年度「県民ニーズ調査」)(N=1,437)



○分野別の文化芸術活動の状況等(平成 20 年度「県民ニーズ調査」)



<本県の文化芸術活動の状況>

平成 18 年の「社会生活基本調査」の「趣味・娯楽の種類別行動者」の都道府県ごとの調査結果によれば、本県は「楽器の演奏」、「洋舞・社交ダンス」、「絵画・彫刻の制作」、「陶芸・工芸」で行動者率が全国で第 1 位になっています。

また、「映画鑑賞(※)」、「音楽会などによるクラシック鑑賞」、「CD、テープ、

レコードなどによる音楽鑑賞」、「DVD・ビデオなどによる映画鑑賞（テレビからの録画は除く）」、「邦楽（民謡、日本古来の音楽を含む）」、「写真の撮影・プリント」、「趣味としての読書」の行動者率は全国で2位、「演芸・演劇・舞踊鑑賞（※）」、「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」、「コーラス・声楽」は3位、「美術鑑賞（※）」は4位、「詩・和歌・俳句・小説などの創作」は8位となるなど、全国の都道府県の中でも、文化芸術活動の行動者率が高い県となっています。

一方で、生活文化に関する「茶道」の行動者率が15位、「華道」が22位、「書道」が39位など、芸術、芸能などの分野の活動に比較するとやや低い活動状況にとどまっています。（参考資料42ページを参照）

※ いずれもテレビ・ビデオ・DVDなどによる鑑賞は除く。

キ NPO法人の活動状況

平成10年に、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することにより、ボランティア活動をはじめとした市民が行う自由な社会貢献活動の促進を目的とした特定非営利活動促進法が施行され、いわゆるNPO法人の認証が始まりました。

本県では、平成20年12月末現在で2,232団体が認証されています。

NPO法人は、様々な分野にまたがる多様な活動を展開しており、文化芸術にかかる活動だけを行っている法人を特定することはできませんが、県の認証を受けたNPO法人のうち、「学術・文化・芸術・スポーツ」の分野で活動を行っている団体は457団体あり、全体の20.5%を占めています。NPO法人の活動分野には、17の活動分野があり、多くの団体が複数の分野にまたがった活動を行っていますが、分野別の内訳としては、「学術・文化・芸術・スポーツ」分野で活動を行う団体の数は、「保健・医療・福祉」、「子どもの健全育成」、「社会教育」の分野に次いで、4番目に活動を行う団体が多い分野となっています。（参考資料44ページを参照）

ク 文化会館の状況

平成17年度の「社会教育調査」によれば、本県の文化会館（※）数は70施設で、都道府県別で全国第8位となっています。その内訳をみると、県立が5施設、市町村立が60施設、私立が5施設となっています。市町村立の設置状況をみると、市では、ほぼすべての市で文化会館が設置されていますが、町村での文化会館の設置状況は、3施設となっています。公立の文化会館の所管別の状況をみると、地方公共団体の長が所管するものが54施設、教育委員会所管が11施設となっています。公立の文化施設における主催・共催事業（舞台芸術・芸術公演）の実施件数及び入館者の状況をみると、本県は都道府県別の実施件数が全国第2位の1,271件、入館者数も全国第2位の約78万7千人となっています。（参考資料45ページを参照）

※ 文化会館：地方公共団体及び民間が設置する文化会館（劇場、市民会館、文化センター等）で、座席数300席以上のホールを有するもの

ケ 図書館の利用状況等

平成 17 年度の「社会教育調査」によれば、本県の図書館（図書館法第 2 条に規定する図書館）の数は、都道府県別で全国第 11 位の 83 館あり、図書館の蔵書冊数は全国第 6 位の約 1,499 万冊あります。

帶出者、貸出冊数の状況をみると、帶出者総数は全国第 4 位の約 1,085 万人で、そのうち児童の数は約 157 万人（全国第 4 位）です。貸出総冊数は全国第 5 位の約 3,349 万冊で、そのうち児童の貸出冊数は約 855 万冊（全国第 3 位）です。

現在、「神奈川県内公共図書館等の相互貸借ガイドライン」により、県内すべての公立図書館で相互の貸借を実施しています。（参考資料 46 ページを参照）

コ 博物館の設置状況

平成 17 年度の「社会教育調査」によれば、本県の博物館（博物館法第 2 条に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設）数は、都道府県別で全国第 4 位の 49 館あります。その内訳をみると、登録博物館が 34 館、博物館相当施設が 15 館、また、博物館のうち公立施設が 26 館あります。

美術館は博物館に位置付けられる施設ですが、本県では 14 館あります。

また、博物館類似施設（※）は、122 施設あります。（参考資料 46 ページを参照）

※ 博物館類似施設：博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模の施設

サ 県内市町村の取組状況

平成 18 年度に県内市町村を対象とした文化芸術事業の取組状況の調査を実施したところ「文化芸術団体への支援」、「コンクール・展覧会など、住民の発表機会の充実」、「文化施設での音楽・演劇等の公演事業の実施」、「文化芸術活動の練習・創作の場の提供」、「講座などの学習機会の提供」、「文化芸術に関する情報提供」が上位を占めました。

平成 20 年度の県内市町村における文化行政の所管課の状況をみると、33 市町村のうち、所管課の名称の中に「文化」を明確に位置付けているところが 11 市町あります。また、文化行政を首長部局ではなく教育委員会が所管をしているところが 9 市町村あります。

県内市町村の文化芸術振興条例の制定状況をみると、平成 17 年に川崎市が「川崎市文化芸術振興条例」を、平成 19 年に横須賀市が「横須賀市文化振興条例」（昭和 60 年に制定したものと全面改正）を制定しています。

また、平成 20 年 4 月現在で、文化芸術振興や美術品の購入、文化施設の整備などを目的とした基金を設置している市町村の数は 20 市町あり、文化芸術や生涯学習の振興などを目的として市町村が主導して設置した財団は 14 団体あります。

シ メセナ活動の状況（※1）

社団法人企業メセナ協議会が実施した「2008 年度メセナ活動実態調査」（※2）によれば、本県におけるメセナ活動の状況は、63 社により 144 件のプログラムが実施されており、プログラムの実施件数でみると、都道府県別では第 5 位の状況にあ

ります。

メセナ活動を実施した企業全体を対象とした調査では、メセナ活動を行う上で重視した点として「地域文化の振興」(61.3%)が最も多く、次いで「芸術文化の啓発・普及」、「青少年への芸術文化教育」、「若手や評価の定まっていない芸術家への支援」などが上位を占めています。

また、メセナ活動を実施する際にパートナーシップを組んだ相手方としては「芸術の専門家」(65.3%)が最も多く、次いで「企業」、「行政」、「学校などの教育機関」、「芸術以外の分野の組織」と続き、「行政」が第3位となっています。

なお、同調査の2007年度調査では、「芸術文化振興のためにどこが主体となって支援していくべきか」という調査をしており、これに対し、メセナ実施企業の73.3%が「地方自治体」と回答し、次いで「企業」(68.8%)、「政府」(53.3%)という順になっています。(参考資料47ページを参照)

※1 「メセナ」という言葉は、一般に文化芸術の支援を中心とした「企業の行う社会貢献活動」という意味で使用されています。

※2 「2008年度メセナ活動実態調査」：調査対象は全国の上場企業、非上場売上高上位300社、企業メセナ協議会会員企業等の計4,434社。662社から回答。

(2) 課題

現状分析の中で示した「県民意識調査」の調査結果では、「文化や芸術を鑑賞したり、活動に参加できる場が身近に整っていること」について、県民の約半数に当たる47.4%の人が、重視しています。一方で、充足度・満足度については、15.9%の人が満足していると答えるにとどまっています。このことから、県として、さらに文化芸術活動に関する施策を充実させていく必要があります。

県民の文化芸術活動に関する現状をみると、「社会生活基本調査」の結果などからは、他県と比較して本県の活動は活発な状況にあることがうかがえます。

また、文化施設の設置状況については、「社会教育調査」などの結果を踏まえると、設置数などは、ほぼ充足している状況がうかがえます。

しかしながら、「県民ニーズ調査」の結果などから、次の事項について課題としてとらえ、取り組んでいく必要があります。

ア 次代を担う子どもたちの文化芸術体験活動の充実

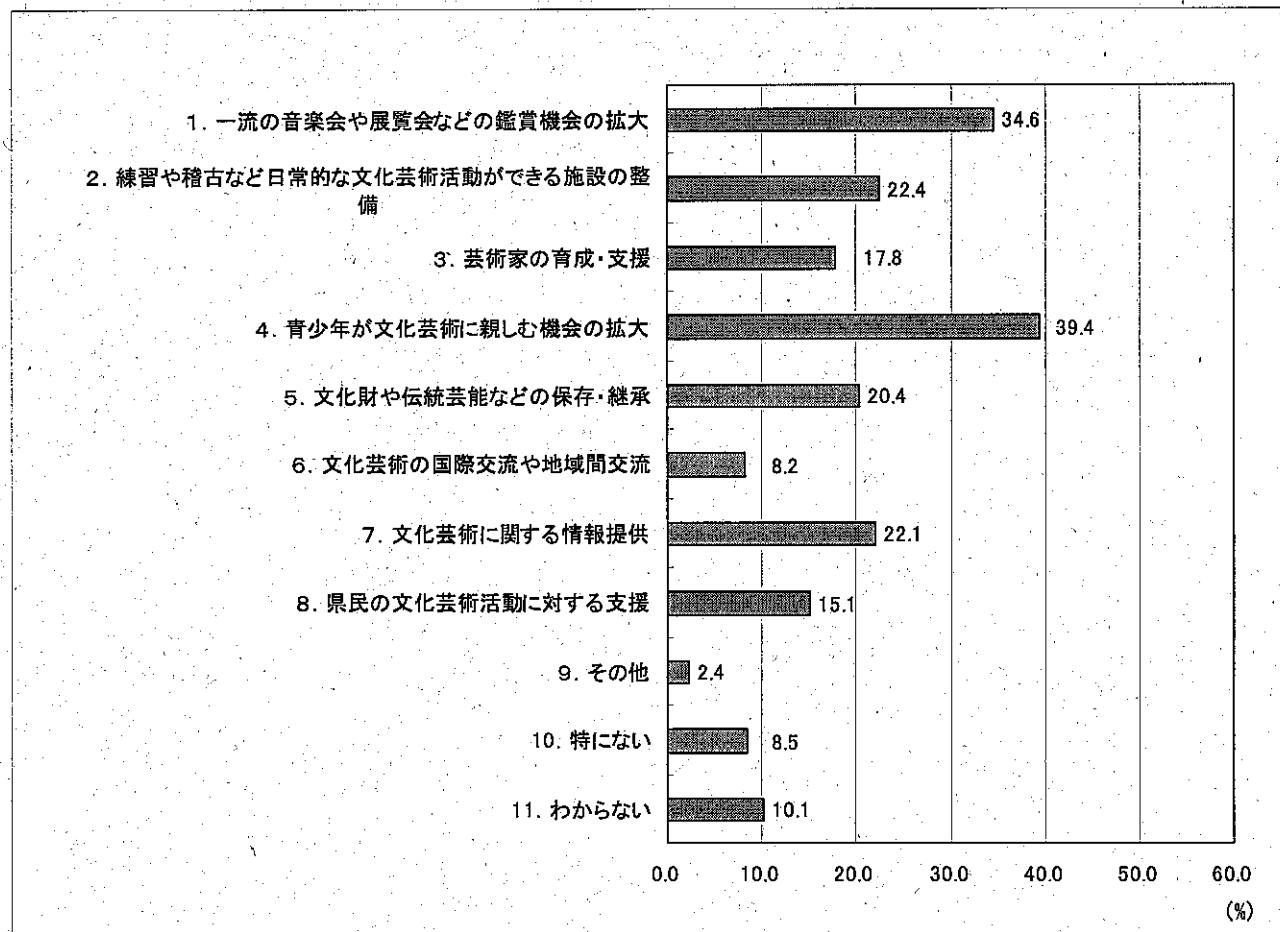
昨今、子どもたち(※)に見られる様々な問題の背景は、複雑で多様ですが、感性、共感する心、他者をいたわる心、想像力などの欠如も要因の一つとして挙げられています。

このため、次代を担う子どもたちが文化芸術に触れることで、豊かな心や感性をはぐくみ、調和の取れた人格形成が行えるよう、子どもを対象とした文化芸術の体験活動をこれまで以上に推進していく必要があります。

平成20年度の「県民ニーズ調査」によれば、県に求める施策として「青少年が文化芸術に親しむ機会の拡大」が39.4%で、最も高い割合を示しています。

※ この計画では、「子ども」の範囲に関して、就学前の幼児、児童・生徒など、成年に達する前までの年齢層を対象として考えています。

○県に取り組んでほしい文化芸術振興策(複数回答) (平成 20 年度「県民ニーズ調査」) (N=1,437)



イ 高齢者等の生きがいの充足

本県の 65 歳以上の高齢者は、平成 20 年 1 月現在で約 165 万人で、人口の 18.5% を占め、県民のほぼ 5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という状況にあります。また、これに続く 60~64 歳が約 59 万人、55~59 歳が約 67 万人おり、いわゆる団塊の世代とよばれる方々を含め、定年退職後の生きがいの充足が、今後、大きな課題となっていくことが考えられます。

働くことに生きがいを感じる人やボランティアなどの社会貢献活動に励みたい人など、生きがいの充足は、様々な態様・活動が考えられますが、平成 20 年度の「県民ニーズ調査」の結果によれば、50 歳以上のうち、現在、文化芸術活動を行っている人は 12.0% で、今後、文化芸術活動を行いたいと考える人は 21.8% に達しています。（参考資料 48 ページを参照）

このことから、高齢者等が生き生きとした生活を送るための方策の一つとして、高齢者等が自主的・主体的に文化芸術活動を楽しむための環境の整備を図っていく必要があります。

ウ 創造的活動の推進

優れた文化芸術に触ることは、生活に潤いをもたらすとともに、生きる喜びの源にもなります。優れた文化芸術は、芸術家等の創造的活動によって生み出されるものであり、私たちは、こうした活動の恩恵を受けています。これらの創造的活動に対する取組みが十分になされない場合には、創造的活動の停滞が懸念され、文化芸術そのものの衰退につながりかねません。

このため、芸術家等による創造的活動は、潤いのある生活に欠くことができないものであるとの認識を社会全体で共有し、芸術家等の育成や創作のための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の確保などを推進していく必要があります。

エ 伝統芸能の保存・継承

地域の伝統芸能は、人間と自然とのかかわりあいの中で生まれ、はぐくまれてきたものですが、伝承者の高齢化や都市化に伴う地域社会の地縁関係の希薄化などから、担い手や発表機会が不足してきており、これを保存・継承していくことが大きな課題となっています。

このため、先人たちが大切に守り伝えてきた地域の伝統芸能を将来に引き継ぐため、地域固有の伝統芸能の素晴らしさを地域社会の中で再確認していく取組みや、伝統芸能を保存・継承していく意義を啓発する取組みなどを、担い手の方々や地元市町村、関係団体と連携して取り組んでいくことが必要です。

オ 文化資源を活用した地域づくりの推進

これまで文化芸術の振興は、文化芸術の鑑賞や活動の促進を中心に推進されてきましたが、現在では、文化芸術を地域活性化の有効な手段（文化資源※）として位置付け、これを活用する様々な取組みが進められるようになっています。

具体的な例としては、歴史的建造物、地域固有の伝統芸能や祭り、文化的な景観、文化芸術にかかわる施設、事業、作品などを効果的に活用し、地域の活性化を促したり、観光客の誘致に結び付けていく取組みや、産業遺構などを文化芸術活動の拠点として再整備し、まちのにぎわいを創出する試み、また、文化芸術に関連した産業の振興などが行われています。

本県では、こうした取組みは、これまで文化財の活用やまちづくり、観光振興などの枠組みの中で、それぞれ取り組まれてきたところですが、施策の効果的な展開を図るため、既存の枠組みを超えた連携や協力関係を構築するとともに、新たな文化資源の発掘に取り組むなど、文化資源を活用した地域づくりに総合的に取り組む必要があります。

※ 文化資源：文化資源の具体例としては「有形及び無形の文化財」、「地域固有の伝統行事（祭りなどを含む。）・民俗芸能」、「景観」、「近代産業遺産」、「文化施設」、「芸術系大学」、「地域の偉人」、「アートNPO」、「地元の芸術家」など、様々なものが考えられます。

このほかの中長期的な課題として、平成20年度の「県民ニーズ調査」の「文化芸術の鑑賞に関する不満や不便、鑑賞をしない理由」を尋ねた調査項目について、「自

分自身で時間があまりとれない」という回答した人が35.4%あり、高い割合を示しています。同じ調査項目の中で「文化芸術の鑑賞に関心がない」と回答した人が2.9%に過ぎなかったことから、県民の多くが文化芸術に興味や関心はあるものの、時間が十分にとれないことが文化芸術の鑑賞の妨げとなっている状況がうかがえます。

このことから、文化芸術の振興を図っていくためには、中長期的な課題として、県民が時間的なゆとりを持った生活を送れるよう取り組んでいくこと、すなわち「ワーク・ライフ・バランス」(※)を推進していくことも求められています。

※ 「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)：誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、個人の事情・希望などに応じて自ら希望するバランスで展開できる状態にしていくこと。

○文化芸術の鑑賞に関する不満や不便、鑑賞をしない理由(複数回答)(平成20年度「県民ニーズ調査」)(N=1,437)

